

平成 29 年度 適性診断受診助成要綱

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が指定する適性診断実施機関（以下「実施機関」という）が行う適性診断の受診料を助成し、運転者及び運行管理者等が運転におけるそれぞれの特性を把握し、もって交通安全意識高揚を図り、交通事故防止に資することを目的とする。

(実施機関)

第 2 条 県ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1) (独) 自動車事故対策機構 福岡主管支所（以下、「事故対」という）
福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4 階
電話：092-451-7751

(2) (株) おんが自動車学校【ドライビングアカデミーONGA】
遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5
電話：093-293-2359

(3) 堅榮 (株)【くるめ研修センター】
久留米市東櫛原町 289-1
電話：0942-46-2151

※『堅榮 (株)【くるめ研修センター】』については、受診手数料として別途 500 円
(受診者負担) がかかります。

(4) (株)^{いちじ}一二【アイルモータースクール門司校】
北九州市門司区大字畑 120 (実施場所：アイルモータースクール門司)
電話：093-481-1111

(助成対象)

第 3 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(受診対象者)

第 4 条 会員において選任されている運転者を対象とし、運転者 1 人につき 1 年度内 1 回を限度とする。

(助成額)

第5条 助成金は次のとおりとする。

- (1) 一般診断・インターネット適性診断(ナスバネット)については、診断費用全額 2,300 円
- (2) 初任診断(4,700 円)、適齢診断(4,700 円)の診断費用の一部 2,300 円

(受診手続き)

第6条 会員は、希望する診断を事前に実施機関に予約し受診する。(※インターネット適性診断(ナスバネット)を除く。)

ただし、筑後支部・筑豊支部で事故対が実施する診断の受診を希望する者は、それぞれの支部に直接予約をする。

- 2 会員は、受診の際「初任診断」・「適齢診断」に限り差額分(2,400 円)の診断費用を実施機関に支払う。

(助成金の支払い)

第7条 県ト協は、実施機関より請求のあった診断費用を、別に定める覚書に基づき支払う。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。